

鳥取県ウスイロヒョウモンモドキ保護管理事業計画

．事業の目標

ウスイロヒョウモンモドキはタテハチョウ科に属するチョウの一種で、ススキの優占する草原に生息する。日本での分布は、兵庫・鳥取・岡山・島根・広島県に限られ、かつては5県を連ねる中国山地にほぼ連続して分布していたが、生息に適した環境の悪化等により生息地が減少し、全国で数箇所となっている。さらに、その希少性からマニア等による捕獲も懸念される。本県では佐治村、江府町内のごく限られた地域に生息している。平成14年に「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき特定希少野生動植物種に指定された。

ウスイロヒョウモンモドキの生息環境には、幼虫の食草であるオミナエシやカノコソウが必要で、それらの生育地はススキの優占する草原であるが、農業生産様式の変化や植生の遷移により急速に減少した。

本事業は、県内の生息地において生息環境の変化により、短期間で個体の減少が始まり絶滅の危機に瀕しているという現状に鑑み、生息状況の適切な把握や草原の保全を図り、適切な維持管理を県民との協働により実施していくための方策等も検討し、ウスイロヒョウモンモドキが自然状態で安定的に存続していくことを目標とする。

．事業の区域

県内における本種の分布域（過去の分布域を含む。）

．事業の内容

1 個体群の保全・管理

本種の保護管理事業を適切かつ効果的に実施するため、個体数の増減の現状及び繁殖状況等の生息状況並びに生息環境等に関する調査を継続的に行うとともに、これらに関する情報の蓄積を行う。その結果、生息状況や生息環境に憂慮すべき変化が見られた場合には、必要に応じ、原因解明のための調査の実施等本種の保存に資する対策を推進する。

(1) モニタリング

ウスイロヒヨウモンモドキの生息地は個体群の衰退と環境の改変が進んでいることから、生息状況や環境改変状況に係るモニタリングを実施し、即応的な対策を図る。

(2) 生息地における捕獲の防止

ウスイロヒヨウモンモドキは、その希少性からマニア等の捕獲対象になりやすい。そのため、「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」により特定希少野生動植物種に指定され、捕獲が禁止されていることを積極的に周知することや、希少野生動植物保護推進員による監視の実施、生息地の自然生態系保全地域への指定を検討すること等により捕獲を防止を図る。

(3) 土地利用の調整

かつては採草地として草原が存在していたが、造林が行われ生息地が減少しているが、造林木がまだ若令で生育状態がよくないため僅かに個体が確認されている。所有者の意向等も踏まえながら生息地の確保を図られることが望まれる。

(4) 生息地の拡大

本種の繁殖は、生息地における野外個体群の維持・拡大によることを基本とするが、本種の生息地が少ないことから必要に応じ、本種の食草であるオミナエシも含め、人工繁殖又は野生個体群の移植による分布域の拡大を検討する。

個体の再導入に当たっては、遺伝的かく乱等により野外個体群の存続を脅かすおそれがあることに十分留意する。

(5) その他

生息地となる草原を安定的に確保する方策を検討するとともに、種としての特徴や環境の中での役割、生育する草原の役割や価値を周知して、地元住民との協働で持続的に担える保全・管理の方策を検討する。

2 生息環境の保全・管理

(1) 草原管理

生息地での管理として、草原植生が保たれるように草刈り、低木林の伐採を計画的に推進する。

(2) 土地保全策の検討

生息地である草原の保全は、長期安定的な土地の担保が極めて重要である。そこで、「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」による希少野生動植物自然生態系保全地域の指定や、自然公園法等の他法令や条例等の活用を検討する。

(3) 保全管理体制の整備

ウスイロヒョウモンモドキは、強い捕獲圧にさらされていることから、これまで生息地の公開は行われていない。今後はこのような希少種でも多くの県民の周知により、県民との協働で保全管理していく体制の形成が必要であり、そのような方向の中で保全管理体制の整備が図られていくことが望ましい。

現段階では場所を特定せずに、希少野生動植物種の保護の必要性について、できるだけ多くの県民との合意形成を図ることを目指すこととし、その中で希少種の保護管理を担う県、市町村、民間団体、地元住民等の幅広い主体及びその相互協力によって図られるよう努める。

3 法的規制・位置付け等

(1) 鳥取県希少野生動植物の種の保護に関する条例関係

ウスイロヒョウモンモドキは個体数は著しく少なく、その分布が限られており、生息環境の急激な変化により、絶滅の危機に瀕していることから、「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」により特定希少野生動植物種に指定され、原則としてその捕獲等が禁止されている。また、特定希少野生動植物自然生態系保全地域の指定については、生息地を告示する必要があり、その場所が特定されやすくなるため、十分な捕獲防止策の実施を前提として、行うこととする。

(2) その他の法令関係

生息地の一部が、自然公園法の特別地域に指定されていることから、同法の趣旨を踏まえて、同法を活用して保全を図っていくことも必要である。

4 社会的支援体制の強化及び普及啓発の推進

(1) 種の普及啓発の推進

ウスイロヒョウモンモドキは一般の県民にはほとんど知られていない種であり、その保護管理に関する施策の推進に際しては、生物多様性保全の観点から希少動植物種保護の必要性等について、県民との合意形成が必要であることから、効果的な普及啓発を推進する。

更に、将来的には保護活動への地元住民の直接的な参加を求めるなど、参加・体験学習型の普及啓発方策を推進する。

(2) 社会的支援方策

普及啓発の実施を通して、希少野生動植物保護に係るネットワークの形成を図り、県民の中から、希少野生動植物の保護管理を担う人材の育成を確保するなど、保護管理基盤の強化を図る。

5 事業推進への連携体制

ウスイロヒョウモンモドキ保護管理事業の実施に当たっては、地元自治体・民間団体・地元住民等による連携を図り、効果的に事業が推進されるよう努める。